第８９号議案

府中市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成３０年１２月１８日

提出者　府中市長　高　野　律　雄

（説明）

市議会議員の期末手当について、所要の改正を行うものであります。

府中市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第１条　府中市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和３１年９月府中市条例第２４号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「１００分の２３５」を「１００分の２４５」に改める。

第２条　府中市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「、６月に支給する場合においては１００分の２１５、１２月に支給する場合においては１００分の２４５」を「１００分の２３０」に改める。

付　則

（施行期日等）

１　この条例中第１条の規定並びに次項及び付則第３項の規定は公布の日から、第２条の規定は平成３１年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の府中市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第５条第２項の規定は、平成３０年１２月１日から適用する。

（期末手当の内払）

３　第１条の規定による改正前の府中市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて平成３０年１２月１日から同条の規定の施行の日の前日までに支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。